第4章 都市づくりの方針

目指すべき都市像に基づき、都市づくりの方針を下記のとおりに定めます。

【都市づくりの方針】

- 1 土地利用に関する方針
- 2 都市交通に関する方針
- 3 都市環境および自然的環境に関する方針
- 4 市街地整備に関する方針
- 5 都市防災に関する方針
- 6 景観形成に関する方針

1 土地利用に関する方針

【基本方針】

- ①住みたくなる魅力ある市街地の形成
- ②良好な住環境と生活サービス機能の共存
- ③市街地にゆとりとうるおいを与える水と緑の空間の充実
- ④まちの活力を創造する工場等の操業環境の保全

(1) 住居系

①低層住宅地

- ・第一種低層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。また、第二種低層住居専用地域指定区域を含め、地区計画等の指定や開発許可制度の運用により、業者との協議等を通じて良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・緑豊かで良好な住環境の形成に向けて、生け垣や宅地内での緑化を促進するとともに、既設 公園の適切な維持・管理、活用と農地等を生かした緑空間の充実などにより、住民が身近に 緑に触れられる環境づくりを図ります。

②中高層住宅地

- ・第一種中高層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境 の維持・形成を図ります。
- ・住宅密集地では、生活道路整備やオープンスペースの確保など安全性の向上を図りつつ、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。

3一般住宅地

・鉄道駅周辺の良好な住環境を形成している地区は、その住環境の維持を図ります。また、播磨 町に住みたいと思う人の受け皿になるような魅力ある市街地の形成を図ります。 ・その他の地域については、浜幹線沿道をはじめ、幹線道 路沿道等の利便性の高さを生かし、後背の住宅地等に おける良好な住環境維持との両立が可能となるよう な、生活サービス機能の立地誘導を図ります。



であいのみち

(2) 商業系

1)近隣商業地

- ・鉄道駅周辺の近隣商業地域指定区域では、駅利用者の利 便に寄与する商業・サービス機能の強化を図ります。
- ・低未利用地についても、暮らしの満足度の向上につながる商業・サービス機能の立地誘導等による有効活用を促進します。



JR土山駅南側

2沿道商業地

- ・特に交通量の多い国道 250 号 (明姫幹線)、県道本荘平岡線沿道の準住居地域指定区域において、現在すでに沿道サービス施設等が立地している区域を中心に、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。
- ・浜幹線沿道については、商業・サービス施設等の立地ポテンシャルが向上していることから、 施設の立地に際しては周辺住宅地等との調和に配慮するよう働きかけます。

(3)工業系

- ・新島、東新島などの工業地は、播磨町の雇用や税収に大きく影響する産業活力を維持・向上させる拠点であり、その産業機能を高めるため、重要港湾東播磨港の整備を図るほか、周辺の道路整備により輸送や通勤の利便性向上を図ります。また、公園等の施設整備により、働きやすい環境づくりを図ります。
- ・臨港地区内においては、工業活力を下支えする港湾機能を維持・強化するため、東播磨港播磨 地区の新島で「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例(兵庫県)」に基づき、適 切な建築規制等を行います。

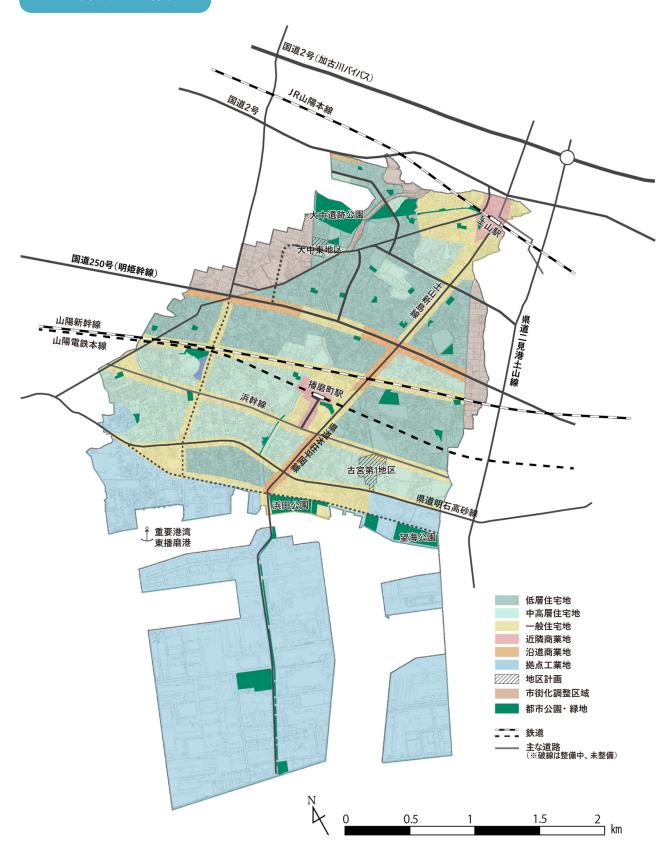
(4) 市街化調整区域

- ・農作物の生産のほか、周辺の住環境等と共存した土地利用形成を図ります。
- ・ 農地やため池は、住民や来訪者がうるおいを感じられる緑のオープンスペースとして保全、活用を図ります。

(5) その他の都市的土地利用

・歴史的資源を有する大中遺跡公園や、レクリエーション施設が多数立地する臨海部の浜田公園、望海公園等は、緑豊かな播磨町を象徴するいこいの拠点としての役割を果たしており、今後もその環境や機能の維持・充実による魅力強化を図ります。

土地利用の方針図



2 都市交通に関する方針

【基本方針】

- ①環境にやさしく利便性の高い交通施策の推進
- ②都市交通施設の長寿命化の検討と適切な維持・管理

(1)公共交通

①鉄道

- ・JR土山駅は、駅前広場や駐輪場・自由通路等の適切な維持・管理を行うとともに、駅舎施設の適正な維持・管理を事業者に働きかけ、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。エレベータ・エスカレータについては適切な更新計画を立案し、維持・管理を図ります。また、駅周辺道路については、地元や関係機関と協議を図りながら、歩行者・自転車の安全性の向上や渋滞緩和に向けた検討を進めます。
- ・山陽電鉄播磨町駅は、駅前広場や自由通路、エレベータ等の適切な維持・管理を図るほか、 駅舎施設の適正な維持・管理を事業者に働きかけるとともに、利用環境の向上を図ります。

2バス

- ・鉄道駅へのアクセスや通院、買い物等の日常生活で利用しやすい交通環境の実現に向けて、 関係機関と調整しながらバス交通の利便性向上、運行確保と利用促進を図ります。
- ・赤字バス路線については、国・県補助と併せて町からの補助を行い、路線維持を支援します。
- ・自動車を運転しない人に対する円滑な移動手段の確保に向けて、本町の特性に応じた交通施 策を検討します。

(2) 道路

1幹線道路

- ・関係機関と調整を図りながら、安全かつ円滑な交通処 理が行える道路網の形成を目指します。
- ・播磨灘沿岸部を東西に結ぶ高規格道路として計画されている播磨臨海地域道路については、ルートやインターチェンジの位置等が確定した段階で、整備により想定される波及効果を踏まえたアクセス道路の整備や沿道土地利用等を検討します。



幹線道路(西野添4丁目付近)

- ・整備済の幹線道路については、街路緑化等による景観の向上を図るとともに播磨町舗装長寿 命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。
- ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路 整備を行い、交通利便性の向上を図ります。

②生活道路

・生活道路については、主に地域住民が買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する道路で あるため、関係機関と協力しつつ歩行者、自転車の安全性向上を図ります。

(3)港湾・漁港

- ・東播磨港は、臨海工業地帯における重要な物流拠点として、物流面を中心とした港湾機能の 維持・強化を図ります。
- ・漁港に関しては、播磨町漁業協同組合とともに適切な維持・管理修繕や更新に努めます。







東播磨港

(4) その他

・橋梁については、播磨町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検や補修を行います。

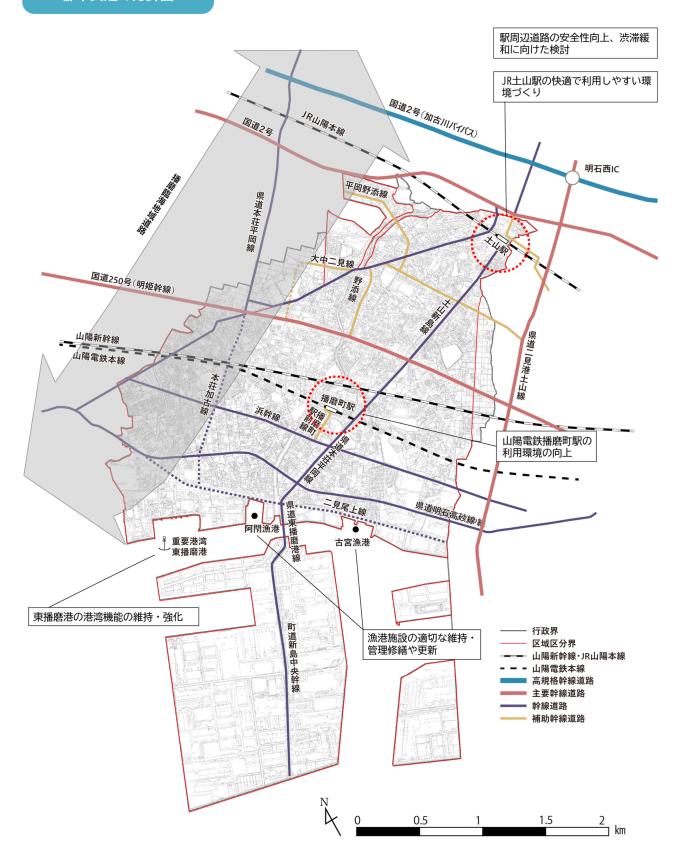


ひかり橋



こだま橋

都市交通の方針図



3 都市環境および自然的環境に関する方針

【都市環境に関する基本方針】

- ①播磨町環境基本計画に基づく、地域との協働による豊かな環境づくり
- ②身近な健康づくりやストレス緩和の場としての公園・緑地等のオープンスペースの充実
- ③上下水道の適切な維持・管理
- 4離もが安心して安全に暮らせるバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくり
- ⑤ 脱炭素社会の実現と環境負荷の低減に配慮した都市づくり

(1) 公園·緑地

①都市公園(住区基幹公園)

- ・県立考古博物館を有する大中遺跡公園、海岸線の運動施設(総合体育館やうみえーる広場) を有する浜田公園、産業拠点の新島中央部にある新島中央公園、バーベキューサイトを有す る望海公園の4つの地区公園は、播磨町を象徴するレクリエーション資源であり、公共施設 等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。
- ・ため池と一体となった魅力的な空間を形成している石ヶ池公園、であいのみち沿いに豊かな 緑の広がりを感じさせる野添北公園、スポーツを楽しめる秋ヶ池運動広場の3つの近隣公園 は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間であり、公共施設等総合管理計画および

公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。

・街区公園は、住民の身近な遊びや憩いの場であり、公園のより一層の活用促進など、周辺住民のニーズに対応した遊具の補填などを検討します。新たな公園の整備については、市街地の配置バランス等を考慮しつつ、住民との協働により必要性や位置・規模・内容等について検討します。



望海公園

②都市緑地

・ J R 土山駅と大中遺跡公園を結ぶであいのみち、瀬戸内海を望む新島南緑地とはりまシーサイドドームを有する古宮浜緑地、豊かな河川環境を形成する喜瀬川緑地、新島の新島中央幹線緑地は、播磨町の豊かな環境を住民等に感じさせる緑資源であり、経年変化等に対応した樹木の見直しや適切な維持・管理を行います。

(2) その他の都市施設

①上下水道

- ・上水道は、安定供給のため施設の維持・管理とともに、病院や避難所などの重要施設の優先順位を考慮した耐震性強化など災害に強い施設づくりを図ります。
- ・下水道(汚水)は、市街化区域内の整備がほぼ終了しており、施設の維持・管理を計画的に行います。また、市街化調整区域についても事業認可区域に編入したことから、未整備区域の

整備を行います。

②ごみ処理場

・播磨町と加古川市・高砂市・稲美町の2市2町による広域事業として、令和4年4月より高砂市にて広域ごみ処理施設が稼働することから、播磨町塵芥処理センター横に中継施設を建設し同時期からの稼働を図ります。

③人に優しい都市づくり

- ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・ 安全性の向上を図ります。
- ・道路、公園をはじめとする公共施設を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。
- ・地域との協議のもと、安全・安心なまちづくりを進めるため街灯を設置します。

4その他

- ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の向上や緑化を促進します。
- ・住宅地では、より緑豊かになるよう、記念樹配布事業を推進するとともに、生け垣づくり補助金交付制度の活用により宅地内緑化を促進します。
- ・住民に憩いの場を提供し、また、関係機関の緑化活動を活性化するためのコミュニティを形成する環境を整備し、花木に関する知識の普及および緑に関する意識の向上を図り、住民参加による花と緑のまちづくりを進めます。

【自然的環境に関する基本方針】

- ①川沿いの遊歩道・植栽等の保全や環境整備
- ②海沿いのレクリエーション資源を生かした一体的な環境づくり
- ③環境資源としての農地やため池の活用等による環境と共生する都市づくり

(1)河川

- ・町中央部を南北に流れる喜瀬川と町西側を流れる水田川は、連続した住民の憩い空間、生態系を育む場であるため、保全や環境整備、侵略的外来生物対策の強化により、環境資源としての活用を図ります。また、住民との協働により大規模公園、ため池、海とともに良好な水辺環境の整備を進めます。さらに、関係機関とともに水質の改善を図ります。
- ・喜瀬川では、遊歩道・植栽等の整備が行われ、住民の自然とのふれあいや、健康増進に役立っているため、今後も適切な維持・管理を図ります。また、播磨町の南の玄関口であり、多くの人が利用する山陽電鉄播磨町駅周辺との回遊性強化を含め、整備のあり方を検討します。
- ・水田川は、宮西橋から水田橋まで整備された遊歩道・植栽等を適切に維持・管理するほか、 住民が楽しめる川沿いの回遊路を拡大するため、上流での広域河川改修事業の進捗に合わせ て、関係機関との調整により道路整備を検討します。

(2)農地およびため池

1)農地

- ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな住環境に重要な役割を果たしており、営農環境の保全を 図るため、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ・市街化区域内の農地は、農地の多面的な機能を評価し、残存する農地を良好に維持するため、 保全・活用の手法を検討します。
- ・遊休農地等については「農地バンク」の活用や、レクリエーション農園としての利用を促進 します。

②ため池

- ・町内に残るため池は、農地と一体になってのどかな景観を形成しているとともに、単独でも
 - 自然環境やオープンスペースを形成する機能を有しています。そのため、ため池を生態系を育む場として保全するほか、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として、住民との協働により、整備・活用することを検討します。
- ・いなみ野ため池ミュージアムの構想のもと、ため池コミュニティ事業の支援を行うなど、住民との協働により、地域財産としてため池の活用を検討します。



新井大池

(3) 海岸

- ・古宮漁港や阿閇漁港は、身近な海辺空間として、誰もが立ち寄りたくなる海の魅力を感じられる環境づくりを目指します。なかでも阿閇漁港は、あえのはま広場、播磨フィッシャリー
 - ナの適切な維持・管理を行い、レクリエーション面で の活用を図ります。
- ・海岸沿いには望海公園、はりまシーサイドドーム、古宮漁港、浜田公園、阿閇漁港等のレクリエーション資源が近接しているため、自然に触れながら散策できるような回遊路づくりについて検討します。



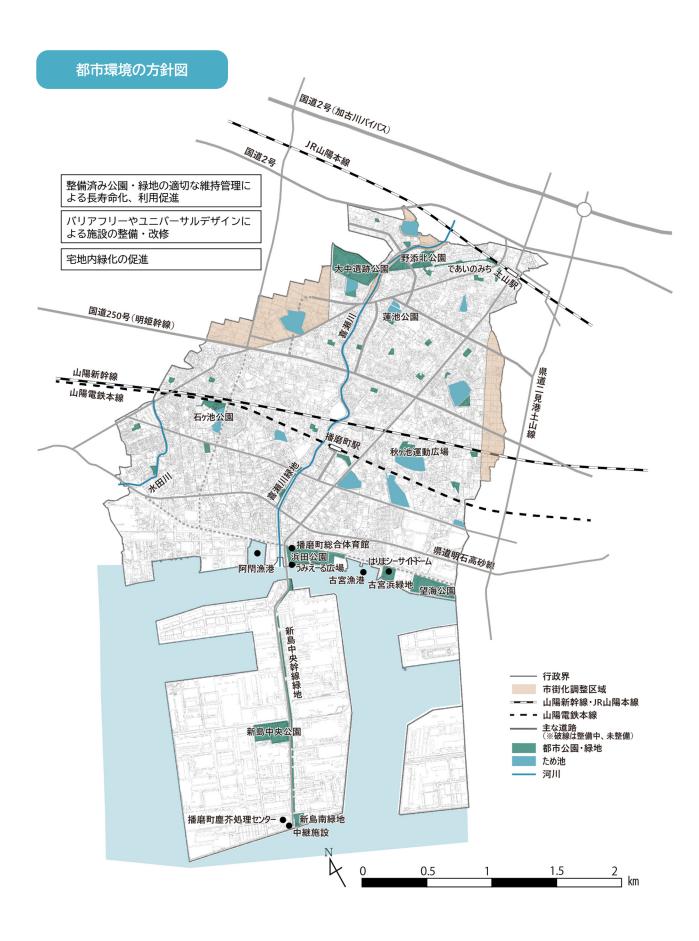
あえのはま広場

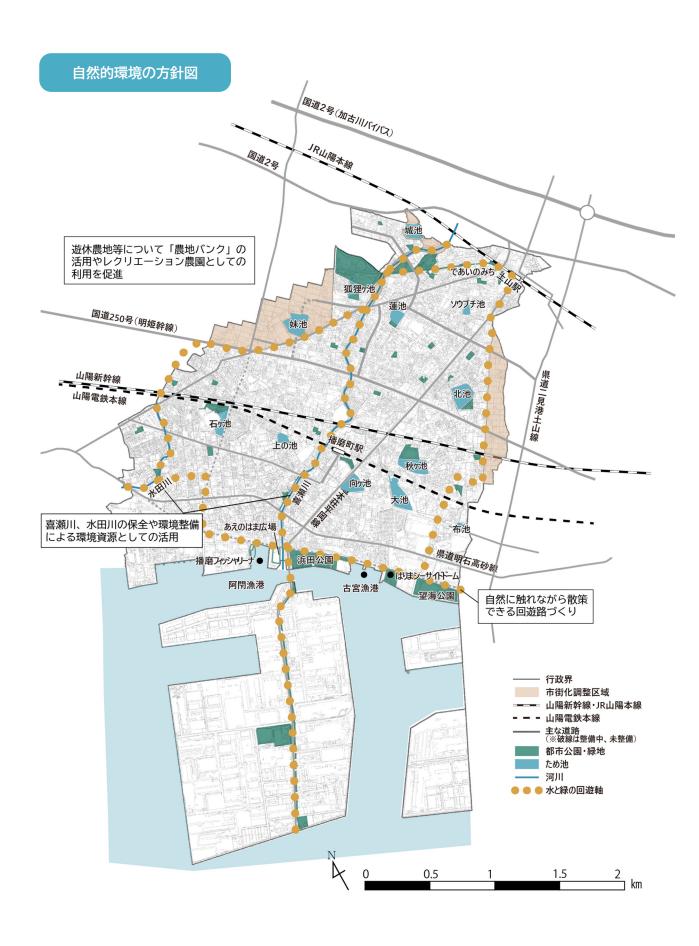
(4)歩行者・自転車ネットワーク

- ・コンパクトで水と緑豊かな播磨町の特性を生かし、自然に親しみながら、健康づくりに役立つ歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・喜瀬川沿い遊歩道やであいのみち、県道姫路明石自転 車道線等の既整備区間を有効活用し、播磨町の豊かな 自然・歴史を楽しめるルートづくりを図るほか、歩行 者・自転車などが安全・快適に通行できるよう、環境 の改善を図ります。



喜瀬川沿いの遊歩道





4 市街地整備に関する方針

【基本方針】

- ①安全、便利で快適な市街地の形成
- ②空き家対策の推進

(1) 鉄道駅周辺の拠点整備

- ・ JR 土山駅周辺において、地域と行政の協働により地域特性を生かした播磨町の北の玄関口にふさわしい整備を図ります。また、都市基盤施設の整備・土地の有効利用を促進します。
- ・山陽電鉄播磨町駅周辺において、集積している公共公益施設について、利用環境の向上を図ります。



山陽電鉄播磨町駅



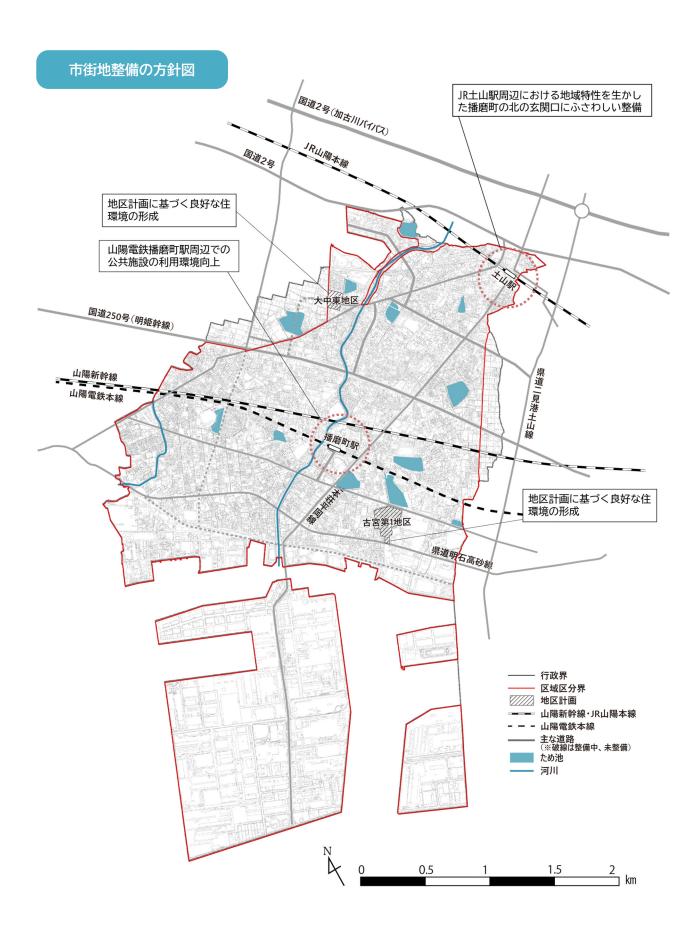
きっずなホール (土山駅南交流スペース)

(2) 住宅密集地の再生整備

・建物が密集した住宅地等では、地域のニーズを踏まえた地域の自主的なまちづくりを促進するとともに、地域の安全性向上に向けた生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。

(3) 良好な市街地の形成

- ・古宮第1地区および大中東地区では、引き続き地区計画に基づく良好な住環境の形成を図ります。
- ・住民や事業者の自発的なまちづくりの取組を支援します。
- ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。
- ・在宅勤務や移住希望者等の受け皿となる良好な住環境づくりを進めます。
- ・適切な管理が行われていない空き家に対しては、空家等対策計画に基づき状況に応じて所有 者へ適正管理を依頼し、居住環境の改善を図ります。
- ・空家等バンク制度を利用して、町内にある空き家等の情報を公開し、空き家等の活用の促進 を図ります。



5 都市防災に関する方針

【基本方針】

- ①播磨町地域防災計画、播磨町水防計画に基づく防災対策の強化
- ②事前復興準備の検討

(1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成

①防災ネットワークの整備

・緊急輸送道路および緊急交通路は以下のとおり整備済みであり、関係機関等との協議の上、当該道路から防災拠点、医療機関(加古川医療センター等)などを結ぶ輸送路の確保に努めます。

種別	路線名
ア 緊急輸送道路	国道250号(明姫幹線)
: 災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動の	県道本荘平岡線
ために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動	県道東播磨港線
車国道や一般国道およびこれらを連絡する基幹的な道路	
イ 緊急交通路	国道250号(明姫幹線)
イ 緊急交通路 :災害対策基本法等の規定に基づき、災害が発生しまたは発生	国道250号(明姫幹線)
	国道250号(明姫幹線)
: 災害対策基本法等の規定に基づき、災害が発生しまたは発生	国道250号(明姫幹線)

②地域防災拠点の整備

・災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点は以下のとおり整備 済みであり、防災拠点としての機能の充実と住民への周知を進めます。

	· -
拠点	施設名
ア避難所	・各小中学校
: 災害発生時に一定期間の避難生活を行うための施設	・県立東はりま特別支援学校
	・県立播磨南高等学校
イ 屋外活動拠点	・望海公園
: 広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿	・野添であい公園(広域応
: 広域防災帯によってブロック化された市街地の消防、救助、	援部隊活動拠点、物資搬
復旧等の活動拠点	送拠点)
: 要員・物資の備蓄・保管場所	・石ヶ池公園
ウ 広域避難地	・浜田公園(津波・高潮時は
: 住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、町域全体	使用しない)
から避難し、滞在する場所	・野添北公園
	・大中遺跡公園
	・石ヶ池公園(津波・高潮時
	は使用しない)

③避難対策の充実

- ・総合防災マップを全戸配布し、災害ごとの被害想定および避難所、緊急避難場所等の避難先 について住民への周知を図ります。
- ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時 の周知に活用します。
- ・平時から、災害時における意識を高めるため、避難のタイミング・避難先・避難ルート等に ついて、家庭内で確認しておくよう周知を図るとともに、地域全体でも共有し、また、この ような取組が積極的に行われるような施策や啓発活動を推進します。
- ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。

(2) 耐震化・不燃化対策

- ・公共施設については長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。
- ・耐震改修工事費の補助等により民間建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを 進めます。特に住宅密集地では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基 本に、地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。
- ・上水道については、基幹管路の更新を重点的に実施するとともに、老朽管の更新を計画的に 実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。

(3) 治水安全性等の強化

- ・水田川の改修、喜瀬川の適切な維持・管理により河川の安全性向上を図ります。
- ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。
- ・雨水幹線の整備を進め、浜田雨水ポンプ場の整備を行います。また、本荘雨水ポンプ場の適切な維持・管理を行います。
- ・津波や高潮対策として、防潮堤、堤防、水門等の海岸 施設の維持・管理を行います。なお、新島・東新島に 位置する工業地では、事業者等からの要望を踏まえ、海 岸災害対策を進めます。
- ・浸水の危険性が高い区域は、関係機関との連携を図り、 雨水ポンプ場の新設や雨水幹線の整備を順次行い、治 水対策を進めます。



喜瀬川河口付近

(4) 住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・自主防災組織育成事業を活用しつつ、播磨町、住民、ボランティア、事業者等の役割分担を 明確化し、災害時に迅速に対応できる体制づくりを行うとともに、各主体間で防災備蓄品を 相互提供するなどの協力体制の強化を図ります。
- ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の活性化等を進めます。



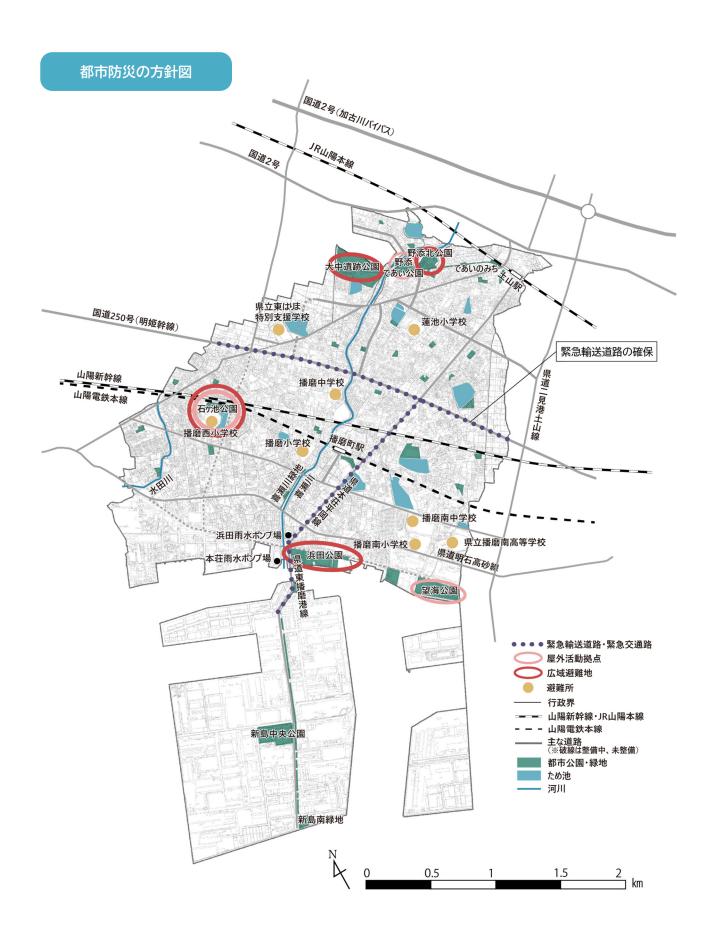
土のう工法訓練



東部コミセン区新型コロナウイルス 感染症対応避難所運営訓練

(5) 事前復興準備の検討

・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくととも に、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。



6 景観形成に関する方針

【基本方針】

- ①歴史的資源や自然的資源などの個性を生かした播磨町らしい景観づくり
- ②播磨町を印象づける景観の創出や維持、PR

(1)歴史・文化を感じられる景観

- ・播磨町のシンボルである大中遺跡と県立考古博物館の周辺では、歴史の趣を感じられる景観 の維持・充実を図ります。
- ・古いまちなみや神社・寺院等の歴史的景観の保全を促進します。

(2) 活力とうるおいあるまちなか景観

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺、JR土山駅周辺では、鉄道駅 を核とした播磨町の玄関口にふさわしい景観づくりを 図ります。
- ・住宅地では宅地内緑化を促進し、ゆとりやうるおいを 感じる景観づくりを図ります。
- ・幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の整備等 により、良好な景観の形成を図ります。



JR土山駅前のモニュメント

・土山新島線では、引き続きシンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみの維持・保全を図ります。

(3) ゆとりある農地、ため池景観

・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、保全や環境整備を図ります。 また、景観作物に関する助成制度により、良好な農地 景観の形成を促進します。



北池のコウノトリ

(4)河川、海辺景観

- ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川と水田川の遊歩道等の維持・管理により川辺の 景観を保全します。
- ・沿岸部は、防災面に配慮しつつ、レクリエーション施設と一体となった、訪れたくなる景観 整備を検討します。
- ・古宮漁港や阿閇漁港は身近な水辺空間であり、引き続き施設の維持・管理等により海辺の景 観を保全します。

